4　第二項及び前項において準用する次条第三項の規定により減額し、又は加算した後の平成二十七年度九月分の額が負数となるときは、当該額を零とする。

第三条第二項中「前条第二項」を「前条第四項」に、「平成二十六年度九月分」を「平成二十七年度九月分」に改め、同条第三項中「及び平成二十六年度省令第三条第三項」を「、平成二十六年度省令第三条第三項及び前条第三項において準用するこの項」に改め、「第二条第三項及び第三条第三項」の下に「並びに前条第三項において準用するこの項」を加え、「平成二十六年省令」を「平成二十六年度省令」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十八号

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部を改正する省令

国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式裏面中「第六十九条」を「第七十条」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。